附　則

［１～３　略］

４　上皇及び上皇后に関しては、第百十二条第二号及び第百十八条に規定する事項については、皇族の例による。

５　第百十四条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

６　［略］

７　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十六条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百七十五条関係）

階級	定員
［略］	
警視長（警視正を含む。）	五九六人
［略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

［１～３　同上］

４　上皇及び上皇后に関しては、第百九条第二号及び第百十五条に規定する事項については、皇族の例による。

５　第百十一条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

６　［同上］

７　附則第五項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百十三条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百六十九条関係）

階級	定員
［同上］	
警視長（警視正を含む。）	五九四人
［同上］	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官） **第二条**　個人情報保護委員会の事務局に、企画官九人を置く。 ２　［略］	（企画官） **第二条**　個人情報保護委員会の事務局に、企画官八人を置く。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十二号

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十七条の規定に基づき、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び同令を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日　　内閣総理大臣　石破　茂